

子育て親育ち講座

58回



「親子のひとときを大切に」

最近ではテレビだけでなくスマートフォンも普及し、忙しい毎日の中で、「静かであってほしい」「ひとりで子どもが退屈するくらいなら…」とメディアに頼るときもあるでしょう。上手にメディアを利用できるとよいのですが、時間や場所を決めずテレビやスマートフォンにのめり込むと、人や自然とふれあう体験が不足し、子どもの健全な心の成長に影響するといわれています。

ご家庭で親子のふれあいや会話が減ってきていると感じることはありませんか？

お子さんと一緒に散歩をしたり、絵本を読んだりするなど…親子で一緒に共感し合うひとときは、子どもの感性や心を豊かにする貴重な時間になります。子どもとふれあって過ごせる期間は意外と短いものです。お子さんと過ごす時間を十分に楽しんでください。

市では、主に0歳～2歳児を対象に、図書館で絵本や手遊びを楽しむ機会を設けています。予約はいりませんので、ぜひ、お立ち寄りください。

参考：文部科学省発行 家庭教育手帳 乳幼児編

乳幼児おはなし広場(11月)

- 土山図書館
9日(木) 10時30分～11時
- 水口図書館
28日(火) 10時30分～10時50分
11時～11時20分
※水口のみ同じ内容で2回開催



問合せ 保育幼稚園課 指導振興係
TEL 69-2181 FAX 69-2298



甲賀消防 ニュース



11月9日(木)～15日(水)
平成29年秋の火災予防運動を実施します
『火の用心 ことばを形に 習慣に』～全国統一防火標語～

- 住宅防火対策■
毎年火災で多くの方が命を落としています(平成28年中885人)。
・寝たばこ禁止。灰皿には水を入れ、吸い殻はこまめに捨てる。
・ストーブやコンロから離れるときは、必ず火を消す。
・古いガスホースは使用しない。
・コンセントはタコ足配線禁止。プラグ付近のほこりは清掃する。

- 住宅用防災機器■
消火器や自動消火装置・安全装置付きの暖房・調理器具などを備え、カーテン、じゅうたん、寝具などは燃えにくい素材にしましょう。地震には、感震ブレーカーも効果的です。

- 住宅用火災警報器を正しく設置■
火災警報器は、火災予防条例で定められた場所(寝室や階段)に設置が必要です。年に2回は動作確認を行い、10年を目安に取り替えましょう。

甲賀消防管内における各種災害の発生件数

	火災	救急	救助	その他
甲賀市	37件	2738件	54件	176件
前年比	-15件	161件	3件	17件

(平成29年9月末現在)

問合せ 甲賀広域行政組合消防本部 予防課
TEL 63-7932 FAX 63-7940
組合ホームページ: <http://www.koka-koiki.jp>



みんなの 交通安全 (甲賀警察署)



飲酒運転の根絶

これからの時期、忘年会などでお酒を飲む機会が多くなるため、飲酒運転による重大事故が増えるおそれがあります。

すべての人が「飲酒運転は犯罪である」という意識を持って、飲酒運転を追放しましょう。

また、お酒を飲ませた人や車を貸した人も責任を問われます。飲酒した人には、「車を貸さない」「運転をさせない」「送迎を頼まない」ようにし、飲酒運転による悲しい事故をなくしましょう。



市内における交通(人身)事故発生状況

	本年	前年	増減数	9月中
発生件数	184件	204件	-20件	11件
死者数	3人	7人	-4人	0人
負傷者数	222人	239人	-17人	13人

(平成29年9月末現在)

問合せ 生活環境課 防犯交通対策係
TEL 69-2143 FAX 63-4582

ストップ! 児童虐待

11月は児童虐待防止推進月間

「いちちはやく知らせる勇気つなぐ声」

(平成29年度「児童虐待防止推進月間」標語)

子どもへの虐待とは

親または親に代わるものによって、子どもの心身の成長に悪影響を及ぼす行為です。「しつけのつもり」であっても、子どもの成長に有害であれば虐待です。

親子を守るために

虐待をしている側にその意識がない場合も多くあります。早期に周囲の皆さんが気づいてあげること、虐待をしてしまっている親を助けることができます。

虐待かもと思ったらすぐに連絡をください。

虐待を受けていると思われる子どもを見つけたら、家庭児童相談室または中央子ども家庭相談センターへ連絡(相談)してください。

なお、連絡は匿名で行うことも可能ですし、連絡していただいた方のプライバシーは厳重に守られ、確認の結果、虐待の事実がなくても責められることはありません。

連絡(相談)先

●子育て政策課 家庭児童相談室
TEL 69-2177 FAX 69-2298

●中央子ども家庭相談センター
TEL 077-562-1121

FAX 077-565-7235

●24時間対応子どもを守るホットライン
TEL 077-562-8996

●児童相談所全国共通ダイヤル
TEL 189(いちはいく)



▲市役所前で行われた児童虐待防止キャラバン隊によるメッセージ伝達式

児童虐待防止キャラバン隊による メッセージ伝達式

子どもを虐待から守るオレンジリボンキャンペーンの一環として、児童虐待防止キャラバン隊の皆さんが10月17日、市役所水口庁舎に来庁されました。

伝達式では、子どもを虐待から守るオレンジリボンメッセージをいただきました。

DVに悩んでいる方は ご相談ください

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間です。

配偶者や恋人など、親密な関係にある(あつた)人から受ける暴力をDV(ドメスティック・バイオレンス)といいます。

DVに悩んでいる方はためらわずにご相談ください。秘密は固く守られます。

*男女の悩みごと相談窓口

(水口庁舎3階 人権推進課内)

TEL 69-2149

月・水・金(祝日を除く)9時～16時

*家庭児童相談室

(水口庁舎2階 子育て政策課内)

TEL 69-2177

月～金(祝日を除く)8時30分～17時15分

人権推進課 人権政策係

TEL 69-2148 FAX 63-4554

子育て政策課 家庭児童相談室

TEL 69-2177 FAX 69-2298

全国斉「女性の権利ホットライン」強化週間
(ナビダイヤル)0570-070-810

期間 11月13日(月)～19日(日)

時間 月～金 8時30分～19時
土・日 10時～17時

問合せ 大津地方方法務局 人権擁護課
TEL 077-522-4673